

ウッドデザイン賞 2016 FAQ (よくある質問)

1. ウッドデザイン賞全般について

Q：応募できる対象はどのようなものですか。

建築・空間、木製品といった製品だけではなく、活動、PR、人材育成といった取組や技術・研究も含め、木に関するあらゆるモノ・コトを応募対象としています。また応募は企業のみならず、個人、団体、自治体、学校、保育園、医療機関、研究機関などなたでも可能です。

Q：応募メリットは何ですか。

木材利用のさまざまな作品を生活者視点で審査し、その価値を明らかにして社会へ発信することが、ウッドデザイン賞の最大の目的です。ウッドデザイン賞を受賞したことをPRすることで、消費者、市場、メディア等へその価値を伝えることができます。

Q：どのようなサポートが得られるのですか。

ウッドデザイン賞の受賞作品は、ウッドデザインマークの使用（無料）が認められ、マークを表示することで受賞の成果を訴求することができます。また、受賞作品を全点掲載したブックレットを製作・受賞者へ配布し、広報・PRにお使いいただくとともに、自治体や関係事業者へも配布し、広く関係者や市場へ受賞作品のPRを行います。また、各地域で実施される展示会、交流会等での受賞作品の展示、メディアや流通・小売業と連携して、受賞作品の掲載・露出・PRを積極的に推進します。

Q：入賞、最優秀賞、優秀賞、奨励賞の位置づけはどのようになっていますか。

ウッドデザイン賞（入賞）は第二次審査を通過した作品すべてに付与されます。最優秀賞はすべての入賞作品の中から、ウッドデザイン賞の趣旨に照らして最も優れた作品1点に付与されます。優秀賞は3つの各部門で特に優れたもの数点に付与されます。奨励賞は3つの各部門で今後に期待できるもの、取組内容を工夫することで優秀賞候補になりえるもの数点に付与されます。

Q：審査基準はどのようなものですか。

応募時に選択した部門のテーマを満たしているか、消費者視点から見てどのようなメリットがあるのか、が重要な評価ポイントになります。部門のテーマに対して、「新規性や独創性があるか」「社会提案性があるか」「他分野や他業種への展開の可能性があるか」「意匠性・造形性に優れているか」を重点的に審査します。

2. 表彰部門について

Q：それぞれの部門の特徴を教えてください。

すべての部門に共通している点は「木材利用の可能性を広げ、生活者の便益や価値につなげている」ことです。その上で、3つの表彰部門ごとにテーマを設けています。

ライフスタイルデザイン部門は、「木を使って暮らしの質を高めているもの」が対象です。木を使うことで、「機能や性能を高めている」「利便性や操作性を向上させている」もの、従来は使われていなかった新領域で木材を活用することで、「機能性やデザインの向上に寄与している」「暮らしに新たな快適さ、便利さ、楽しさを提供している」などの特徴を持つものが対象です。また取組としては、「メディアや店頭、空間を活用したプロモーション等で消費者の木の暮らしを様々な形で提案している」ものが対象です。

ハートフルデザイン部門は、「木を使って人の心を豊かに、身体を健やかにしているもの」が対象です。木を使うことで、「手触り・香り・木目など、木の持つ特性・特徴を活かし、五感に働きかけ、感性を豊かにしている」「木の質感・温もり・癒し効果など木の持つ特性・特徴を活かし、リラックスや快適性の向上に寄与している」ものが対象です。また、「作り手や担い手の想いやこだわりなどをうまく伝えている」など、生活者の共感や購買意欲を喚起するような物語性を持った製品、建築、取組、技術・研究も対象となります。

ソーシャルデザイン部門は、「木を使って地域や社会を活性化しているもの」が対象です。木を使うことで、「人や地域の交流・活性化をもたらし、地域振興やコミュニティ形成に寄与しているもの」「資源やエネルギーとしての木の活用を通じて、持続可能な森林利用の仕組みをつくりだしているもの」が対象です。また取組としては、「木の素晴らしさ、木と触れ合う楽しさ、望むべき森林のあり方等を多様な視点で伝え、普及啓発や人材育成に寄与しているもの」が対象となります。

Q：表彰部門は応募者が選択するのでしょうか。

応募者は、評価して欲しい応募作品の価値に照らし合わせて、合致する表彰部門を、応募者の意志により選択していただきます。第一次審査の「基礎情報」「質問項目」「プレゼンテーション資料」の記入にあたっては、部門のテーマをいかに満たしているかを明記してください。

Q：応募対象の開発の考え方が2つ以上の部門にまたがっている場合は、どちらに応募すればいいのでしょうか。

作品は多様な考え方、ニーズの下に開発されるものであり、3つの部門のどれかのみ絞った開発を行った、という作品は少ないと思います。応募作品の考え方が複数の部門にまたがっている場合には、開発・実施にあたってどの内容に最も注力したか、どの視点で評価されたいか、生活者視点で見た場合どの部門が特徴的で差別化できるか、を軸に部門を

選択してください。

3. 応募対象分野について

Q：建築の建材・部材は木製品分野に近いと思うのですが、なぜ建築・空間分野と一緒にのですか。

建材・部材は建築物を構成する重要な部分であり、建築物全体の構造・機能に関わるものであるため、分野としては建築・空間分野と同じカテゴリに入っています。ただし、審査の段階で木製品分野と同等の評価も行うため、応募の記入項目については木製品分野と同じ内容のものを使用します。

4. 応募について

Q：応募の手順について教えてください

ウッドデザイン賞の公式ウェブサイトにある、応募受付から手続きを行います。手順は以下の通りになります。

(1) まず、「①応募者登録」をクリックし、応募者情報を記入し、登録します。ID、パスワードも応募者自身が作成します。ID、パスワードは忘れないようにご注意ください。

(2) 応募者登録すると登録したアドレスへメールが送られます。メールに記載されているURLをクリックすると「応募作品エントリー」の「マイページ」へ入ることができます。

(3) 応募者登録後は、ウッドデザイン賞ウェブサイトの右上に「マイページ」のアイコンが新しくできます。以降、応募作品のエントリーはマイページから行います。マイページへは、「②応募作品エントリー」からも入ることができます。

(4) 応募作品エントリーは、まず応募したい作品の「サブカテゴリ」を選択します。サブカテゴリを選択すると、応募記入項目のページへ移動しますので、各項目を記載してください。なお、応募記入項目は分野ごとに異なりますので、ご注意ください。サブカテゴリを間違えて選択してしまった場合は、マイページから削除して、再度選択してください。

(5) 最初にエントリー部門を選択します。その後、応募要項に沿って各記入項目に記入してください。

(6) 記入項目で「必須」となっているものは必ず選択または記入してください。必須項目に記入がない場合は登録完了ができません。

(7) 記入項目で「公開」となっているものは、応募作品がウッドデザイン賞を受賞した際の展示やウェブサイト、ブックレットで公開される情報となります。

(8) 添付資料や画像を送付する際は、「ファイル選択」ボタンを押し、送付するファイルを指定してください。ファイルが選択されると指定されたファイル名が表示されます。アップロードに失敗した場合はエラー表示になりますので再度、試みてください。

(9) 記入を途中で中断したい場合や後で続きを記入したい場合は、「保存」を押すと記載内容の保存が可能です。再編集を行う場合は「マイページ」からログインして、編集したい応募作品を選び、「保存」を押すと再編集ができます。

(10) すべての記入を終えたら、「保存」を押し、「マイページ」から応募したい作品の「応募」を押してください。これで登録は完了です。

(11) 応募作品の右側には各作品の「ステータス」が表示されます。入力途中で応募が完了していない作品は「入力途中」、応募が完了した作品は「応募完了」、応募受付期間を過ぎると、「一次審査中」「二次審査提出物受付中」「二次審査中」、審査委員会終了後、ウッドデザイン賞に入賞した場合は「受賞」と順次、ステータスが表示されます。

(12) 「保存」した状態のまま応募受付期間を過ぎますと、応募できなくなりますので、期間中に応募が完了しているか、必ず御確認ください。

Q：応募対象分野と表彰部門の関係がよくわかりません。

応募者はまず、自社が取組んでいる作品が建築物なのか、木製品なのか、ビジネスモデルなのか等、該当する応募対象分野のサブカテゴリを選びます。サブカテゴリを選ぶと、記入項目のページに入りますので、次に3つの部門から応募作品が持つ価値や評価して欲しいと考える特徴にふさわしい部門を選択します。審査、表彰は部門のテーマに沿って実施されます。

Q：何件まで応募できますか。

1事業者、1団体あたりの応募点数は、連名応募も含めて5点を上限とします。規定数を超過していることが判明した場合、応募点数を減らしていただきます。

Q：ウッドデザイン賞 2015 に応募した作品も応募できますか。

応募可能です。その場合、ウッドデザイン賞 2015 への応募内容に対して、新たに工夫した点、変更または追加した点を必ず加えてください。前回は応募の際のプレゼンテーションにおいて、記載不足だった情報についても改めて記載してください

Q：ウェブサイトからの応募がうまくいきません。

応募者のパソコン環境等によって、不具合が出る場合があります。その場合は、応募受付担当までメールまたは電話にてどのような状況であるかをお知らせください。

Q：ウェブサイトからの応募で途中まで記入したのですが、保存はできますか。

保存できます。詳しくは上記にある「応募の手順について教えてください」をお読みください。

Q：IDとパスワードを忘れてしまったのですが、どうすればよいですか。

ウッドデザイン賞 2016 では ID、パスワードとも応募者自身に決めていただきます。最初の応募者情報登録の際に、登録されたメールアドレスへ ID が送付されますので、忘れた場合はまずその時のメールを確認してください。パスワードを忘れた場合は、「マイページのログインフォーム」にある「パスワードをお忘れの方へ」を押してください。ID とメールアドレスを送信するとパスワードがメールへ送られます。ID のみ不明な場合は、応募受付担当のメールアドレス (info2016@wooddesign.jp) へお問い合わせください。

Q：ウェブサイトの環境がない場合、紙で応募書類の提出はできますか。

審査の効率化のため、ウェブサイトからの応募をお願いしておりますが、諸事情により、ウェブサイトからの応募ができない場合は、紙での応募も受付可能です。その場合は、応募受付担当までご連絡ください。

Q：共同応募団体名の5社はどのように選ばよいですか。

ウッドデザイン賞では、川上・川中・川下をつないだ取組であることも重要な評価ポイントとなります。製品や施設の製造事業者単独での応募もちろん可能ですが、川上である森林、林業関係者又は林業従事者、川中である木材加工事業者、川下である小売・流通事業者やメディア等の広報・宣伝事業者など、事業に関わった関係者による共同応募を推奨しています。

共同応募団体は主たる応募団体と同等、または準ずる形で応募作品の開発、実施に関わった団体になります。関与度、貢献度の高い団体で最大5団体（主たる応募団体を除く）まで記載可とします。なお、記載された共同応募団体は展示、広報活動で公開されます。受賞確定後の追加・変更は認めておりませんのでご注意ください。共同応募団体の本社所在地（都道府県）も合わせて記載してください。共同応募団体以外で応募作品の開発、実施に関わった団体がある場合は「協力団体」の項目へ記入してください。

Q：シリーズ商品の場合どのように入力すればよいですか。

デザインが同一で、色やサイズなどのバリエーションがあるものやシリーズ商品については、1件の作品として応募が可能ですが、応募時に全点の内容がわかる資料の提出が必要になります。また、第一次審査の結果によって、第二次審査時に全点提出による審査を必要とする場合、あるいは1点ずつ個別の作品として応募しなおしていただく場合があります。

具体的には、「基礎情報」の「シリーズ・ラインナップ」についての項目の該当する欄にチ

ェックを入れ、全点の内容がわかる資料をプレゼンテーション資料に入れてください。記入項目内の製品の価格、サイズ、重量等の設問に対しては、シリーズの代表的な製品の情報を記入してください。

Q：自社製品ではないものも応募できますか。

自社製造製品以外（OEM等）の場合には製造元を記述してください。今後発売予定のプロトモデルの提案の場合は「技術・研究分野」にエントリーしてください。

Q：補助金、助成金の書き方について教えてください。

製品の原料調達や製造経費に関わるもの、施設・空間の原料調達、施工等に関わるものなど、国や自治体、関連団体からの補助金や助成金を活用しているものは、助成（補助）元や制度の名称、金額をすべて記載してください。

Q：建築・空間デザイン分野で応募する場合の「基礎情報」の必須項目になっている、「対象の所在地」「総事業費用」記入の仕方について、量産住宅や注文住宅の場合はどうすればよいですか。

量産や注文住宅などで所在地や総事業費用が定まっていない場合は、代表的な建設地または地域、総事業費用（建築にかかる概算費用総額）を記入してください。

（例）東京都内／2,000万円

Q：建築・空間、コミュニケーション、技術・研究の各分野で事業責任者、事業担当者の記入がありますが、どのような情報を記入すればよいでしょうか。

事業責任者はその事業等の最高責任を担う団体の名称、部課名および責任者氏名をご記入ください。事業担当者はその事業等の実質的な推進実務を担った方の団体の名称、部課名および担当者氏名をご記入ください。

Q：「国産材」の書き方について教えてください。

建築物や木製品では全体のどの部分に、何%程度、国産材を使っているかを明記してください。合わせて、使用している主な国産材の樹種、産地も書いてください。

Q：「応募作品の概要」についてどのように書けばよいか教えてください。

「応募作品の概要」は応募作品の機能、用途、対象（想定している利用者）について記載してください。

Q：「応募作品のアピールポイント」についてどのように書けばよいか教えてください。

ウッドデザイン賞は消費者視点での木材利用の価値を最も重視しています。「応募作品のア

ピールポイント」では、応募者が選択した部門に照らして、何を課題と考え、機能や性能、使い方や伝え方など、具体的にそれをどのように解決したか、その結果、どのような効果・効能が期待できるか、等について記載してください。部門のテーマにおける新規性や独自性、社会提案性、意匠の工夫なども評価の対象になりますので、できるだけ具体的に書いてください。

Q：「広報・展示用文章」についてどのように書けばよいか教えてください。

「応募作品の概要」「応募作品のアピールポイント」の記述を踏まえ、応募作品の概要、アピールポイントを150字以内で簡潔に表現してください。ここで記入された文章は受賞した場合の展示、ウェブサイト、コンセプトブックなどの広報に使用されます。ただし、受賞した場合は審査会後に、再編集が可能（第一次審査時の記入内容がそのまま広報に使われるわけではございません）ですのでご安心ください。

Q：「質問項目」の「需要開拓や市場・取引先との連携」についてどのように書けばよいか教えてください。

消費者視点の面から、応募作品がどのようなニーズを満たすものなのか、新たな市場やユーザー、購買者の開拓の工夫があれば書いてください。木製品等であれば、流通・小売事業者との協働、消費者へのアピール、広報・宣伝で工夫している点などあれば書いてください。

Q：「質問項目」の「営業・販売部門や小売・流通業者、顧客等から聞かれた声」についてどのように書けばよいか教えてください。

営業・販売部門や小売・流通業者が応募作品を販売・展示・広報した際に体験したこと、消費者からの意見・感想などあれば書いてください。また顧客が応募作品を購入した動機、利用した際の反応や実際の声などがあればそれも書いてください。

Q：「質問項目」の「原材料調達」の選択と書き方について教えてください。

必須項目は一つ以上に必ずチェックを入れ、「公的に認定された専門の第三者機関（FSC、SGEC など）の認証」「都道府県、関連団体による産地認証」「林野庁の『木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン』の事業者認定を受けた業者から調達』に当てはまる場合は、「調達事業者名」「認証制度名」「認証番号」等を記入してください。

「自社の独自基準・認証方法で調達」「その他」に当てはまる場合は、根拠となるデータ・文献がある場合には添付または具体的に記載してください。「合法性」「持続可能性」を考慮した調達に関する資料がない場合は、意思表明書を添付してください。「意思表明書」の文面のサンプルは以下になります。

.....

【意思表示書「合法性」「持続可能性」に配慮した木材の調達について】(サンプル)

当社(団体)は、林野庁が定めた「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に準じて、森林の伐採段階から納入段階等に至るまでの流通経路等の把握に努め、合法性、持続可能性を考慮して木材を調達しています。

平成 28 年〇月〇日

(会社名)

(代表者・部門長名等)

.....

なお、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」については以下を参照してください。<https://www.goho-wood.jp/guideline/index.html>

Q:「質問項目」の「製品の性能・品質・安全性」の選択と書き方について教えてください。
応募作品について、該当する業界における「国際規格 (ISO など)、国内規格 (JIS、JAS など) に適合した基準」「第三者認証機関の認証」について当てはまるものがある場合は、具体的な基準や認証制度と応募作品の適合性を証明する書類を添付してください。以下の法令や規格は参考です。以下に示すもの以外でも取組んでいるものがあれば添付してください。

●関連する ISO (一部)

ISO9001 : 品質管理及び品質保証

ISO14001 : 環境マネジメント

●関連する JIS (一部)

JIS S 1200:2012 : 家具—収納ユニット—強度及び耐久性試験方法

JIS S 1201:1998 : 家具—収納ユニット—安定性の試験方法

JIS S 1202:1998 : 家具—テーブル—安定性の試験方法

JIS S 1203:1998 : 家具—いす及びスツール—強度と耐久性の試験方法

JIS S 1205:1998 : 家具—テーブル—強度と耐久性の試験方法

JIS S 1207:2014 : オフィス用家具—テーブル・机—安定性, 強度及び耐久性試験方法

関連する JIS は日本工業標準調査会 (J I S C) のウェブサイトから検索できます。

<http://www.jisc.go.jp/>

●関連する法令 (一部)

消費生活用製品安全法

食品衛生法

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（医薬品医療機器等法、薬機法）

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律

建築基準法

消防法

建築物衛生法

●関連する指針・基準（一部・安全性に関わるもの）

・ST 基準（玩具安全基準）：一般社団法人日本玩具協会

・SG 基準（安全のための基準）：一般財団法人製品安全協会

・CSD 認証（Child Safety through Design 子どもたちの安全・安心に貢献するデザイン）：
特定非営利活動法人キッズデザイン協議会

●JAS（日本農林規格）の対象

素材（丸太）、製材、合板、集成材、床板（フローリング）、単板積層材（LVL）、構造用パネル（OSB）、枠組壁工法構造用たて継材、直交集成板（CLT）

5. プレゼンテーション資料、画像について

Q：プレゼンテーション資料の作成について教えてください。

プレゼンテーション資料はウッドデザイン賞 2016 から提出が必須になります。A4 横向き 5 枚以内で、ファイル形式は PDF とします。ファイルサイズは 10MB 以下とします。プレゼンテーション資料は第一次審査、第二次審査ともに使用します。審査会ではスクリーンへ投影して審査を行いますので、できるだけ見やすく・わかりやすい資料作成をお奨めします。資料の構成は任意ですが、「1. 応募作品の開発のきっかけや課題の考え方」「2. 応募作品を開発したプロセス、関係した組織・団体とその役割」「3. 応募作品の具体的な特徴・特性。消費者にもたらすメリットや効果」「4. 機能、性能、意匠における工夫。新規性や独創性、社会提案性などの点から最も差別化できるポイント」「5. 利用者の声や市場の反応、今後の展望」などの要素を盛り込むことで、審査委員会へのアピールがしやすくなります。

Q：プレゼンテーション資料に音声や、音楽等を添付しても良いのでしょうか？

プレゼンテーション資料には音声や映像などを添付することはできません。第二次審査で

は音声や映像の送付が可能です。

Q：添付する画像について教えてください。

画像は最大3点まで（1点は必須）とします。形式はJPEG形式で容量3MB/点までとします、推奨画像サイズは、W2,894ピクセル×H2,047ピクセル、72dpi（印刷時350dpi、A5横サイズ相当）です。メイン画像データは、応募作品の全体がわかるもの、作品を象徴するものを提出してください。このほかに、部門テーマにおけるアピールポイントを参照しながら、使用状況を示す画像、人との関わりがわかる画像、詳細や特徴を表す画像などを選択してください。画像は審査委員会の際にスクリーンに投影して使用するほか、受賞された場合、展示やブックレットに使用しますので、その点を考慮して選択してください。

Q：合成した写真でもいいでしょうか？

合成した画像データは基本的に不可とします。特別な理由がある場合は応募受付担当までご相談ください。

Q：登録を取り消したいのですが、どうすればいいですか？

ウェブでの応募については、システムの関係上、「応募する」を押して応募登録が完了した作品についてはウェブからは取り消しができません。登録取り消しは、ウェブでの応募、紙の書類の応募のいずれについても、応募受付担当へメールか電話にてお申し出ください。その際、登録ID番号をお伝えください。

6. 審査費用について

Q：審査費用はかかりますか。

審査費用は無料です。ただし、プレゼンテーション資料の製作・送付等に関する費用は応募者負担となります。また、第二次審査で現物審査を希望する場合の送料・返却料についても応募者負担となります。

7. 審査について

Q：第一次審査はどのようにして行うのですか。

記載された応募情報とプレゼンテーション資料、画像をもとに審査を実施します。応募者情報、基礎情報、アピールポイント、質問項目のすべてを必ず記入してください。なお、応募者の選択した表彰部門に適さないとみなされた場合は、部門変更をお願いする場合がございます。

あります。また、審査委員会から依頼があった場合、追加資料の提出をお願いすることがあります。

Q：第二次審査の現物審査について教えてください。

現物の送付サイズの上限は 900mm×900mm×900mm です。家具や建材・部材で大型のものなど、サイズ上限を超えるものは、審査会の運営に支障をきたす恐れがありますので受付できません。送付可能かどうか、判断しかねる場合は事務局へお問い合わせください。また、大型製品、設備、建築等の応募もプレゼンテーション資料による審査となります。現地視察等の審査は行いません。詳細は第一次審査通過後、ご連絡いたします。

8. 受賞後の流れについて

Q：ウッドデザイン賞の受賞はいつ確定しますか。

第二次審査を通過したものはすべてウッドデザイン賞が与えられます。結果通知・発表は、2016年10月下旬になります。

Q：応募フォームに記載したデータは公表されますか。

応募者から提供された応募対象についての応募資料は非公開とし、審査のみに使用します。公開する情報については受賞が決まった時点で改めてご連絡いたします。

Q：受賞に至らなかった商品も公表されるのでしょうか。

公表いたしません。

9. ウッドデザインマークについて

Q：マークの使用には費用がかかりますか。

使用料は無料です。

Q：マークの使用によって、どのような効果が期待できますか。

ウッドデザイン賞の趣旨に沿った、優れた作品であることを消費者、関係者、市場、メディア等へ広く PR することができます。マークの露出を通じて、消費者や市場へ受賞作品の価値やメリットを伝えることができ、売上アップや販路拡大、受賞者のイメージ向上につなげることができます。

Q：どのように使えますか

製品そのもの、パッケージ、カタログ、ウェブサイト、会社及び商品パンフレットへの掲載のほか、メディアでのリリースや店頭告知、イベント・展示会等での露出ができます。

Q：マークを使う場合はどのような手続きが必要ですか。

所定の申請書を提出していただきます。ロゴマークのダウンロード及び使用規程の入手方法については受賞後、入賞者へメールにてお知らせいたします。

以上